

特別警報及び警報発令時等の学校給食について

陽春の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、平素は本校教育にご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、みだしのことについて、下記のとおりといたします。

つきましては、気象情報等をご確認のうえ、ご対応くださいますようお願いいたします。

記

1 伊丹市に気象警報が発令された場合

- (1) 生徒の登校以前（午前7時現在）に、伊丹市に「特別警報」「暴風警報」「大雨警報」「洪水警報」「暴風雪警報」「大雪警報」が発令されている場合、その後の警報解除の有無にかかわらず、当日の給食は中止とします。
- (2) 午前9時までに解除された場合は、安全に配慮しながら登校させてください。また、この場合は、給食がありませんので、お弁当（昼食）を忘れずに持たせてください。
- (3) 生徒の登校後（午前9時以降）に、伊丹市に「特別警報」「暴風警報」「大雨警報」「洪水警報」「暴風雪警報」「大雪警報」が発令され、臨時休業により午前中（11時ころまでに）に下校させる場合、状況に応じて当日の給食は中止とすることがあります。

午後（12時以降）に臨時休業により下校させる場合には、給食を食べた後に、下校させることとします。

2 地震発生の場合

- (1) 生徒の登校以前に、伊丹市に震度5弱以上の地震が発生した場合

学校は臨時休業となります。当日の給食は中止とします。

なお、震度5弱未満の地震の場合でも、学校長の判断で臨時休業の場合、当日の給食は中止とします。

- (2) 生徒の在校中に地震が発生した場合

通学路の安全、校区内の被害状況等を点検し、午前中で下校させる場合は、当日の給食は中止とします。午後（12時以降）に下校させる場合には、給食を食べた後に、安全が確認され次第下校させることとします。

3 その他

給食実施日の午前中に、伊丹市に台風上陸等重大な非常災害が予想される場合は、前日の判断で、該当日の給食を中止する場合があります。この場合、前日に生徒を通じて、給食の有無をお知らせいたします。